

学校法人東京成徳学園における役員に対する報酬等の支給基準

学校法人東京成徳学園（以下「本学園」という。）における役員に対する報酬等は、次の基準に従い支給する。

なお この基準は、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 63 条の 2 第 4 号の規定により公表する。

1. 報酬（月額・一人あたり）

役員の種類		役員数	報酬（月額）
理事長	本学園教職員である場合	1	22,500 円
理事	本学園教職員である場合	4	15,000 円
理事	本学園教職員でない場合	3	50,000 円
監事	—	2	65,000 円

教職員である理事（理事長を含む）には専任教職員としての給与等を別途支給する。

役員数は、令和 5 年 4 月 1 日現在の人数。

2. 日当・旅費交通費

本学園の規定に基づき支給する。

3. 退職金

役員としての退職金は支給しない。

以 上